

議案第 1 号

義務教育諸学校（市立小学校及び中学校）の教科用図書の取扱い方針
を定めることについて

令和 9 年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書の取扱い方針を、別紙の
とおり定めることについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市
教育委員会規則第 5 号）第 5 条第15号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和 9 年度に使用する義務教育諸学校に係る教科用図書の採択に伴い、義務
教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13
条第 4 項の規定による協議を行うため、その取扱い方針を別紙のとおり定める
ことについて、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第15号の規定により、議
決を求めるものである。

令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約（案）

（設置）

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、令和9年度使用に係る学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条及び附則第9条に規定する教科用図書について、君津地方4市内の各市教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うため、教科用図書君津採択地区協議会（以下「協議会」という）を置く。

（協議会の構成）

第2条 協議会は、木更津市教育委員会、君津市教育委員会、富津市教育委員会及び袖ヶ浦市教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が選出した委員をもって構成する。

（組織）

第3条 協議会は、委員20名をもって構成する。

（会長及び委員の選任）

第4条 会長は、委員の互選により選出する。

- 2 関係市教育委員会は、当該教育委員会の代表者1名以上、並びに各市立小中学校の校長・教員の代表者、各市立小中学校の保護者の代表者、その他適切な者のうちから委員を選出する。

（協議会の事務）

第5条 協議会は、令和9年度使用に係る教科用図書の採択に関する関係市教育委員会が行う次に掲げる事務の執行に関し、協議し連絡調整の事務を行う。

- (1) 学校教育法第34条（同法49条により準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の採択に関する事務
- (2) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に関する事務

（会長の職務権限）

第6条 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

(事務局の設置)

第8条 協議会の事務局は、富津市教育委員会事務局に置く。

(職員の設置、委嘱及び職務)

第9条 事務局に事務局長1名、事務局次長1名及び事務局員若干名を置き、会長がこれを委嘱する。ただし、事務局員については前条の規定にかかわらず、富津市教育委員会以外の関係市教育委員会事務局員1名ずつを含むものとする。

2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の企画運営に従事する。

3 事務局次長は、会長の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 事務局員は、会長の命を受け、庶務、会計、その他協議会の運営に必要な事務に従事する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、第5条各号に掲げる事務に関する事項を決定する。

2 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

3 会長は、決定された事項を関係市教育委員会教育長及び千葉県教育庁南房総教育事務所長に報告する。

(会議の招集)

第11条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第12条 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(教科用図書の選定の方法)

第13条 教科用図書の選定は、第14条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究調査委員会の設置・委嘱及び職務)

第14条 協議会に種目ごとの研究調査委員会を設ける。研究調査委員会には研究調査委員若干名を置く。

- 2 関係市教育委員会は、教科用図書の採択に直接利害を有しない者の中から研究調査委員を推薦する。
- 3 会長は、関係市教育委員会が推薦した者の中から、研究調査委員を委嘱する。
- 4 研究調査委員は、会長の命により、教科用図書に関する専門的事項を共同で調査研究し、その結果についての資料を作成して、協議会に報告しなければならない。
- 5 種目ごとの研究調査委員長は、当該委員の互選により選出する。

(情報の公開)

第15条 協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、非公開とする。

第16条 協議会は、次にあげる協議会文書を公表する。

- (1) 協議会の委員名簿（研究調査委員は除く）
- (2) 協議会の会議の議事概要
- (3) 採択結果及び調査研究資料

(情報の公表時期)

第 17 条 協議会文書は、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、8 月 31 日以降において遅滞なく公表するものとする。

(経費)

第 18 条 協議会の事務の執行に要する経費は、関係市教育委員会が負担する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、各年度ごとに構成する各市教育委員会会議で承認を得るものとする。

この規約は、令和 8 年 5 月 1 日から施行し、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失うものとする。

議案第 2 号

令和 8 年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について

令和 8 年度教科用図書君津採択地区協議会委員に下記の者を選出することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第21号の規定により、議決を求める。

選出区分	氏 名	所 属	役職名
教育委員会代表	山下 秋一郎	富津市教育委員会	教育長
教育委員会代表	嶋野 和正	富津市教育委員会	教育長職務代理者
校長会代表	小堀 由紀	富津市立富津小学校	校 長
教 諭 代 表	鈴木 隆之	富津市立吉野小学校	教 諭
保 護 者 代 表	三富 方人	富津市 P T A 連絡協議会	会 長

令和 8 年 4 月 23 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和 8 年度教科用図書君津採択地区協議会規約第 4 条第 2 項に規定する委員を選出することについて、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 21 号の規定により、議決を求めるものである。

議案第 3 号

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 8 号）
の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

提案理由

学校における事務処理体制の整備及び効率化並びに学校運営に関する支援を図るため、複数の学校に係る事務を共同で処理する組織として共同学校事務室を設置することに伴い、本規則の一部を改正するものである。

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第2項を削る。

第4条の2中「前条」を「第4条」に改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室）

第4条の2 教育委員会は、学校における事務処理の体制の整備及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、法第47条の4第1項の規定により、複数の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室の名称、共同学校事務室を設置する学校及び事務を共同で処理する学校については、教育委員会が別に定める。

3 共同学校事務室において処理する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に規定する事務のほか、教育委員会が別に定める事務を行う。

4 前3項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現 行	改 正 案		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第33条の規定に基づき、富津市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校職員の職及び職務)</p> <p>第4条 前条の職員の職及び職務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 571 1079 612"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 <u>事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる。</u></p> <p>(非常勤講師等)</p> <p>第4条の2 第3条及び前条の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師又は非常勤職員を置き、学校職員に準ずる職務に従事させることができる。</p>	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、富津市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校職員の職及び職務)</p> <p>第4条 前条の職員の職及び職務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 571 2011 612"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><u>(共同学校事務室)</u></p> <p>第4条の2 <u>教育委員会は、学校における事務処理の体制の整備及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、法第47条の4第1項の規定により、複数の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室の名称、共同学校事務室を設置する学校及び事務を共同で処理する学校については、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>3 <u>共同学校事務室において処理する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に規定する事務のほか、教育委員会が別に定める事務を行う。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>(非常勤講師等)</p> <p>第4条の3 第3条及び第4条の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師又は非常勤職員を置き、学校職員に準ずる職務に従事させることができる。</p>	(略)
(略)			
(略)			

議案第4号

富津市社会教育委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市社会教育委員として次の者を委嘱したいので、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により議決を求める。

氏名	法区分	推薦団体等	備考
平野 睦智	学校教育	富津市立小中学校長会	飯野小学校校長

（任期：令和8年4月23日～令和9年3月31日）

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和8年4月3日付で、富津市立小中学校長会の選出者の変更があったため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び富津市社会教育委員に関する条例（昭和46年富津市条例第57号）第2条の規定により委嘱するものである。なお、任期は前任者の残任期間である令和9年3月31日までとする。

議案第 5 号

富津市図書館協議会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市図書館協議会委員として次の者を委嘱したいので、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 12 号の規定により議決を求める。

氏 名	法区分	推薦団体等	備考
小堀 由紀	学校教育	富津市立小 中学校長会	富津小学校校長

（任期：令和 8 年 4 月 23 日～令和 9 年 3 月 31 日）

令和 8 年 4 月 23 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和 8 年 4 月 3 日付で、富津市立小中学校長会の選出者の変更があったため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び富津市立図書館条例（令和 4 年条例第 8 号）第 7 条第 2 項の規定により委嘱するものである。

なお、任期は前任者の残任期間である令和 9 年 3 月 31 日までとする。

議案第6号

富津市公民館運営審議会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市公民館運営審議会委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

氏名	区分	推薦団体等	備考
平野 睦智	学校教育	富津市立小中学校長会	飯野小学校校長

（任期：令和8年4月23日～令和9年3月31日）

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和8年4月2日付で、富津市立小中学校長会の選出者の変更があったため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項及び富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年条例第5号）第14条第3項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。